

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

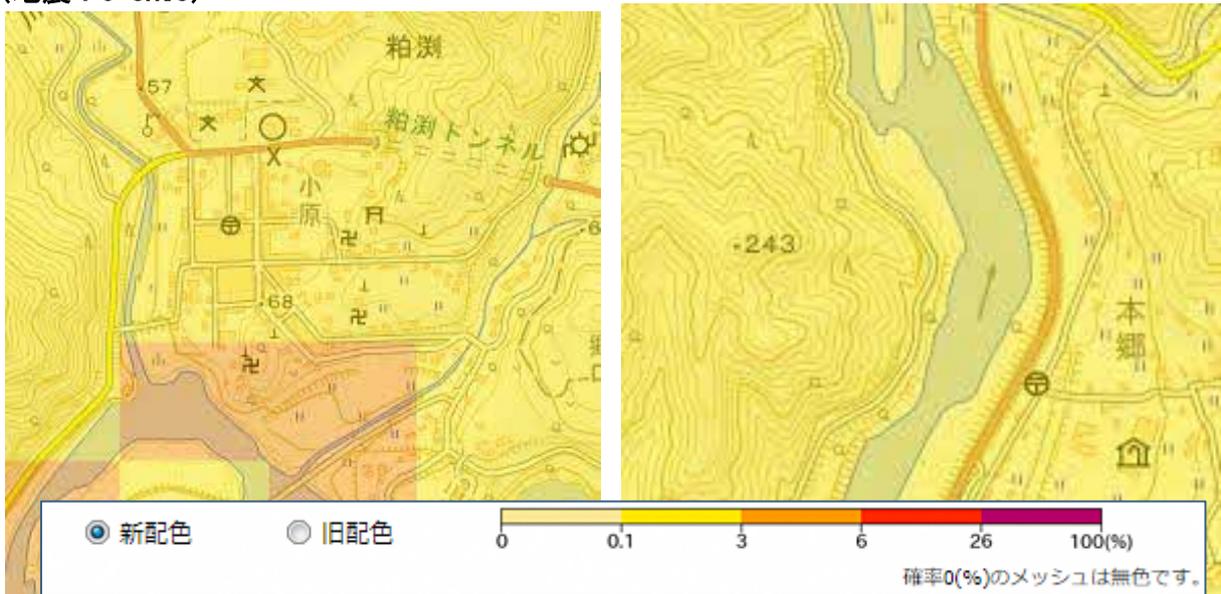
(洪水・土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップには、1000年に1度の大雨(想定最大規模降雨)によって江の川が氾濫した場合に浸水が発生する区域が示されている。地域内において、3～5mの浸水が予想されているほか、浸水が発生するエリアに事業所も多く立地している。

また、土砂災害については、避難経路が通行止めになる危険性が高いため、土砂災害警戒(特別警戒)区域にも注意して早めの非難を心掛ける必要がある。



(地震：J-SHIS)



町内は全てのエリアが、30年以内で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が、0.1～6%に該当している。その中で、当会が立地するエリアは、震度6弱以上となる確率が本所は3%、支所は0.5%となっている。江の川に沿う形で3～6%エリアが点在しており、流域の地盤が弱い地域で若干確率が高くなっている。

(感染症)

定期的に出現する新型インフルエンザや、今回世界的パンデミックとなった新型コロナウイルスなど感染症による事業継続への影響は身近に起こりうる事象である。

他の災害と比較して、人的資源への影響が大きく、また被害量は国・県などによる感染症防止策により左右される要素が大きく、事業に対する被害が見とおしにくい。

【参考】BCPにおける地震災害と新型インフルエンザの相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ
事業継続方針	○できる限り事業の継続、早期復旧を図る	○感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、事業継続のレベルを決める
被害の対象	○主として、施設・設備など、社会インフラへの影響が大きい	○主として、人に対する被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が地域的・局所的(代替施設での操業や取引企業間の補充が可能)	○被害が全世界的である(代替施設での操業や取引企業間の補充が困難)
被害の期間	○過去事例などからある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○主に兆候がなく突発する ○被害量は事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害量は感染防止策により左右される
事業への影響	○事業を復旧すれば業績回復が期待できる	○集客施設などでは長期間利用客などが減少し、業績悪化が懸念される

出所：新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議
「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(2009年2月17日)を基に作成

(2) 商工業者の状況 (令和4年4月1日現在)

- ・商工業者数 181者
- ・小規模事業者数 160者

【内訳】

商工業者数		内小規模事業者数
A-B.農林漁業	12	10
C.鉱業・採石業・砂利採取業	0	0
D.建設業	40	40
E.製造業	21	18
F.電気・ガス・熱供給水道業	1	0
G.情報通信業	0	0
H.運輸業・郵便業	6	6
I.卸売業・小売業	48	41
J.金融・保険業	1	0
K.不動産業・物品賃貸業	1	1
L.学術研究・専門・技術サービス業	4	4
M.宿泊業・飲食サービス業	16	16
N.生活関連サービス業・娯楽業	20	20
O.教育・学習支援事業	0	0
P.医療・福祉	6	3
Q.複合サービス業	4	0
R.サービス業(他に分類されないもの)	1	1
S.その他	0	0
合計	181	160

(3) これまでの取組

1) 美郷町の取組

- ・地域防災計画、水防計画、新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備蓄品の整備
- ・災害時における各種支援に関する協定の締結
- ・ハザードマップの作成、全戸配布
- ・防災士の育成支援
- ・防災情報の伝達手段の充実強化
- ・出前講座の実施
- ・美郷町業務継続計画の策定

2) 美郷町商工会の取組

- ・地域商工業被災情報の収集
- ・広報による事業継続力強化計画の周知
- ・所得補償、休業補償、火災保険等各種リスクに関する共済等の周知と加入促進

II 課題

現状では、緊急時の取組について具体的な行動計画までできていない。また、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会職員が不足しているなどの課題がある。

他に、感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスク感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町、県連における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・小規模事業者における事業者 BCP の策定を促進する。

【事業者 BCP 策定促進の成果目標】

指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業者 BCP 策定事業者数	1者	1者	2者	2者	3者
普及セミナー開催件数	1回		1回		1回

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策について説明する。
- ・商工会報、ホームページにおいて、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP の取組事例の紹介などを行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家による普及啓発セミナー、施策紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や冷静な対処等について周知する。

2) 商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和4年度に事業継続計画を作成(別添)

3) 関係団体等との連携

- ・商工会連合会石見事務所と連携し、BCP 策定支援の実施ノウハウの習得を行う。
- ・商工会連合会と連携し、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険など)の紹介等も実施する。
- ・金融機関と連携し、被災時の金融支援を迅速に対処する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認をする。
- ・当会と美郷町で取組状況の確認、情報共有、事業改善などに取組む。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。(訓練は必要に応じて実施する。)

＜2. 発災後の対策＞

・自然災害等による発災時には、人命救助を第一に行動する。その上で、事業継続計画に基づき下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否の確認を開始する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会事務局長は発災後に職員グループ LINE により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。(事務局長不在の折などは、次席が確認する。)
- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認がでない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害情報がない。

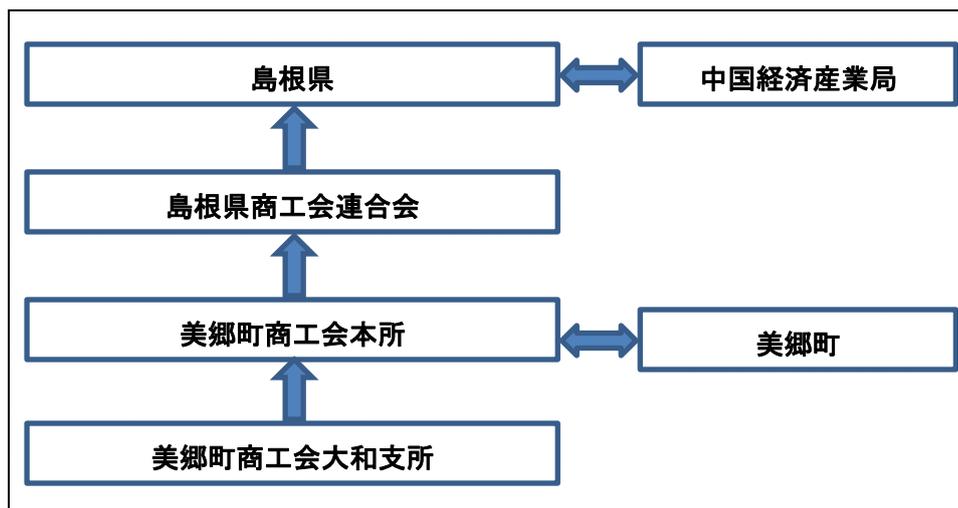
・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～3日	1日に2回共有する
4日～BCP解除まで	1日に1回共有する
BCP解除～	1週間に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、県の指定する「被害状況調査票」により、メールまたは Fax で、当会より島根県商工会連合会を経由して島根県商工労働部中小企業課へ報告する。

【連絡ルート】



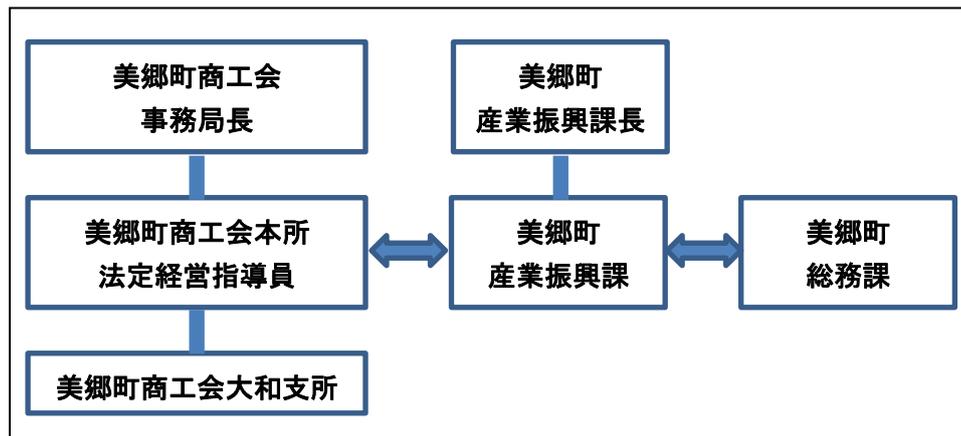
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年2月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先
経営指導員 麻布 公昭

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)
・本計画の具体的な取組の企画や実行
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

美郷町商工会本所

〒699-4621 島根県邑智郡美郷町粕淵400-7

TEL:0855-75-0805 / Fax:0855-75-1326

E-mail:misatosho@shoko-shimane.or.jp

②関係市町村

美郷町役場 産業振興課

〒699-4621 島根県邑智郡美郷町粕淵168

TEL:0855-75-1214 / Fax:0855-75-1218

E-mail:sangyo_sec@town.shimane-misato.lg.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	460	160	210	160	210
専門家派遣	100	100	100	100	100
セミナー開催費	50	0	50	0	50
チラシ作成・郵券料	10	10	10	10	10
防災・感染症対策費	300	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、手数料収入、島根県小規模事業経営支援事業費補助金、美郷町補助金他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等